

# 告 示

## 埼玉県告示第六百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

店舗が住宅に密接していることから、住民のプライバシー権のため、店舗内から周辺住宅が展望、眺望出来るような構造は望ましくない。よって、環境に配慮して店頭を壁とするか、ガラスの場合は眺望が不可能な能力を有する曇りガラス等としてもらいたい。

### 二 縦覧期間

平成二十九年五月十六日から平成二十九年六月十六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター